

新潟市 特別支援教育ビジョン

令和6年4月

新潟市教育委員会

新潟市特別支援教育ビジョンの策定にあたって

新潟市教育委員会では、令和2年3月に策定された「新潟市教育ビジョン第4期実施計画」に基づいて教育の振興を図っており、特別支援教育の推進をその基本施策の一つとして位置付け、特別支援教育の推進に取り組んできました。

特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対応するための教育環境の整備や、医療的ケア児への支援体制の充実に取り組み、また、令和4年4月には教育委員会に「特別支援教育課」を新設し、組織体制の強化を図りました。

国においては、令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協動的な学びの実現～」として中央教育審議会の答申が出され、新時代の特別支援教育の在り方の基本的な考え方が示されました。

また、当市の特別支援教育の現状として、小・中学校における特別支援学級や通級による指導、特別支援学校において、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒は増加を続けるとともに、小・中学校や高等学校の通常の学級においても、発達障がいなど特別な支援を必要とする様々な児童生徒が在籍しています。

これらのことから全ての学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられる教育環境を整備すること、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の整備・充実を進めることなどが求められています。

こうした特別支援教育をめぐる社会の動向や当市の現状と課題を踏まえ、これからの特別支援教育を総合的に推進していくため、このたび「新潟市特別支援教育ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンでは、「みんなとまなぶ」、「みんなとつながる」を基本方針として、一人一人の能力を最大限伸ばせる学びの場の充実や、切れ目ない支援のための関係機関との連携に向けた取り組みなどを、これまで以上に進めていくこととしています。

このビジョンを基に、一人一人のニーズに対応した教育を推進しながら、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けて、特別支援教育の更なる充実に取り組んでまいります。

令和6年4月
新潟市教育委員会

目 次

第Ⅰ部 総論

第1章 特別支援教育ビジョン策定にあたって

- 1 策定趣旨2
- 2 本ビジョンの位置付け2
- 3 特別支援教育に関する動向(国、市の取組)3

第2章 新潟市の特別支援教育が目指す理念と基本方針

- 1 新潟市の特別支援教育が目指す理念4
- 2 新潟市における特別支援教育の基本方針5

第Ⅱ部 各論

第1章 基本方針1 みんなとまなぶ

- 1 連続する多様な学びの場の整備と柔軟な仕組みの構築
【通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校・
院内学級の設置状況】.....8
 - (1) 通常の学級9
 - (2) 通級指導教室10
 - (3) 特別支援学級12
 - (4) 特別支援学校14
 - (5) 院内学級15
 - (6) 就学支援委員会16
- 2 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
 - (1) 教職員の経験年数17
 - (2) 校内支援体制の強化18
 - (3) 研修体制の整備19
 - (4) 特別支援学校教諭免許状の取得促進20
- 3 子どもたちの相互理解の促進
 - (1) 交流及び共同学習21

第2章 基本方針2 みんなとつながる

1 就学前から進学・卒業後までの切れ目ない支援	
(1) 就学相談・就学支援	……………22
(2) 入学支援ファイル	……………23
(3) 高等学校における通級による指導	……………24
(4) 高等学校・特別支援学校高等部への進学	……………25
(5) 個別の教育支援計画	……………26
(6) 医療的ケアを必要とする児童生徒・学校看護師	……………27
2 学校・家庭・関係機関との連携	
(1) トライアングル連携シート	……………28
(2) 関係機関との連携	……………29
3 共生社会の実現に向けた理解促進	
(1) 学校における理解啓発の取り組み	……………30
(2) 保護者、地域、市民への理解促進	……………31
(3) 居住地校交流	……………32
【関係資料】	
・用語解説	……………33

第 I 部 総論

第1章 特別支援教育ビジョン策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、「新潟市教育ビジョン第4期実施計画(令和2～6年度)」の基本施策に「共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムの推進」を掲げ特別支援教育に取り組んできました。

令和4年度には、高まり続ける特別支援教育への社会的ニーズと課題に適切かつ迅速に対応するため「特別支援教育課」を設置し、一体的な事業展開と総合的な対応に取り組んでいます。

また、本市の最上位計画である「新潟市総合計画2030」では「就学時から社会参加まで切れ目ない支援を充実し、一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育を推進します。」と定めています。

これらを受け、今後の更なる特別支援教育の充実に向けて、本市における特別支援教育の現状と課題を整理し、これからの基本的な方向性を示すものとして「新潟市特別支援教育ビジョン」を策定するものです。

2 本ビジョンの位置付け

本ビジョンは、主に学校教育における特別支援教育推進のための基本的な方針を示すものとして位置付けます。

3 特別支援教育に関する動向(国、市の取組)



第2章 新潟市の特別支援教育が目指す 理念と基本方針

1 新潟市の特別支援教育が目指す理念

自分らしく学び 成長する

新潟市では、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」や「新潟市子ども条例」を制定し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現や、すべての子どもが安心して豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めています。

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会は性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。このような社会を目指すことは、調和と協調に基づくウェルビーイングを実現するために私たちが最も積極的に取り組むべき重要な課題です。

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力を高めるため適切な支援を行い、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが自分らしく学びながら未来に向けて成長することが、共生社会の実現につながると考えます。

「自分らしく学ぶ」とは自分に合った学びの場で自己の能力を高め、意欲的に学習、生活していくことです。

子どもたち一人一人の学びを大切にした教育の更なる充実と、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、新潟市の特別支援教育の理念を「自分らしく学び 成長する」とします。

2 新潟市における特別支援教育の基本方針

本ビジョンの理念実現のため、新潟市の特別支援教育の柱として、2つの基本方針を示します。

基本方針1 みんなとまなぶ

一人一人の能力を最大限伸ばせるよう、学びの場を充実します

基本方針2 みんなとつながる

切れ目ない支援のため、学校間、学校・家庭・関係機関等をつなぎます

基本方針1 みんなとまなぶ

一人一人の能力を最大限伸ばせるよう、

学びの場を充実します

～わかるよろこび、たっせいかな。

みんなといっしょ、あしたもたのしみ。～



【施策】

- 1 連続する多様な学びの場の整備と柔軟な仕組みの構築
- 2 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 3 子どもたちの相互理解の促進

子どもたち一人一人の能力を最大限伸ばすことは、学校教育に課せられた使命です。個別の教育的ニーズのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、その時々で一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する環境と、多様で柔軟な学びの場の仕組みを構築します。また、子どもたちが同じ場で共に学ぶことを追求し、相互理解を図ります。

連続性のある多様な学びの場として、一人一人の子どもたちが主体的に学習活動に参加し、「わかる・できる」を実感し、充実した時間が過ごせるよう、多様な学びの場の教育活動を充実させます。

全ての教職員が特別支援教育や障がいに関する正しい知識を身に付け、校園長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を強化し、教職員の障がいと障がい者への理解を深め、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがふれ合い、共に学ぶことは、互いに経験を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重する大切さを学ぶ有意義な機会です。一人一人の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識を醸成します。

基本方針2 みんなとつながる

切れ目ない支援のため、

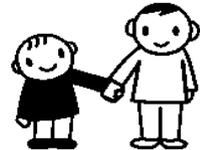
学校間、学校・家庭・関係機関等をつなぎます

～しりあって、むすびついてせいちょうできる。

いろんなかかわりうれしいよ。～

【施策】

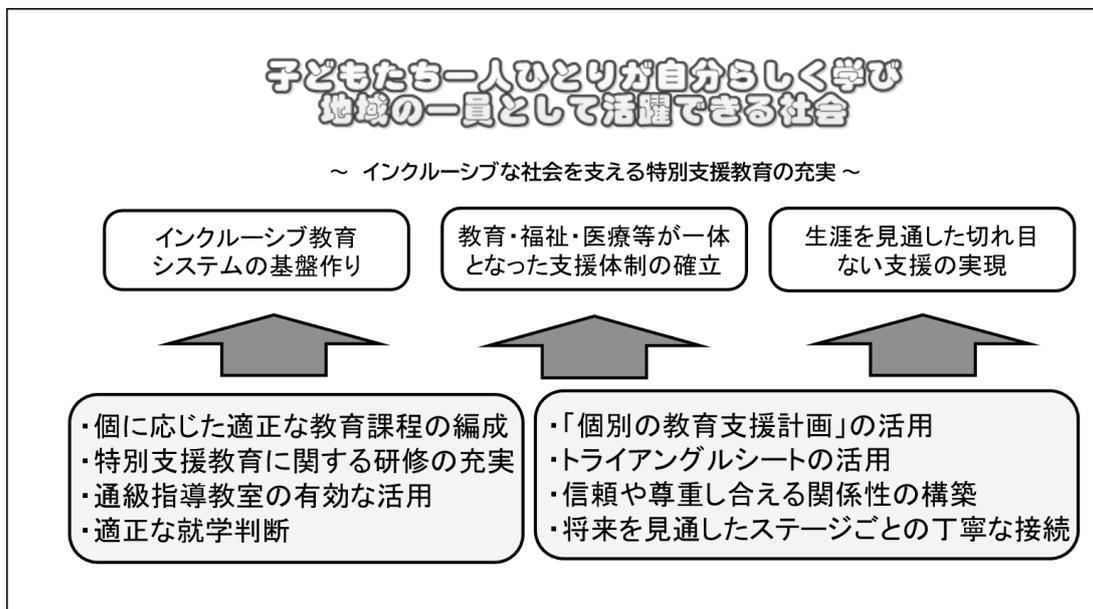
- 1 就学前から進学・卒業後までの切れ目ない支援
- 2 学校・家庭・関係機関との連携
- 3 共生社会の実現に向けた理解促進



障がいや特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする子どもは増加し、そのニーズは更に多様化しています。

子どもが能力や可能性を最大限に伸ばし成長するためには、ライフステージに応じて、家庭、教育、福祉、医療、労働等が一層連携を強化し、一貫した切れ目ない支援を行うことが重要です。

また、共生社会の実現の基盤となる、多様性への認め合いや障がいと障がい者への理解、特別支援教育への一層の理解促進が求められています。



第Ⅱ部 各論

第1章 基本方針1 みんなとまなぶ

1 連続する多様な学びの場の整備と柔軟な仕組みの構築

【通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校・院内学級設置状況(R5.5.1)】

◇通級指導教室数(設置校数18校、設置校率11%)

	言語障がい	発達障がい	難聴	合計
小学校	11	12	5	28
中学校	0	4	0	4
高等学校	0	1	0	1

◇小学校における特別支援学級数(設置校数104校、設置校率99%)

知的障がい	自閉症・情緒障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	合計
126	194	6	8	4	0	338

◇中学校における特別支援学級数(設置校数55校、設置校率98%)

知的障がい	自閉症・情緒障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	合計
59	80	2	5	1	1	148

◇市立特別支援学校における設置学級数

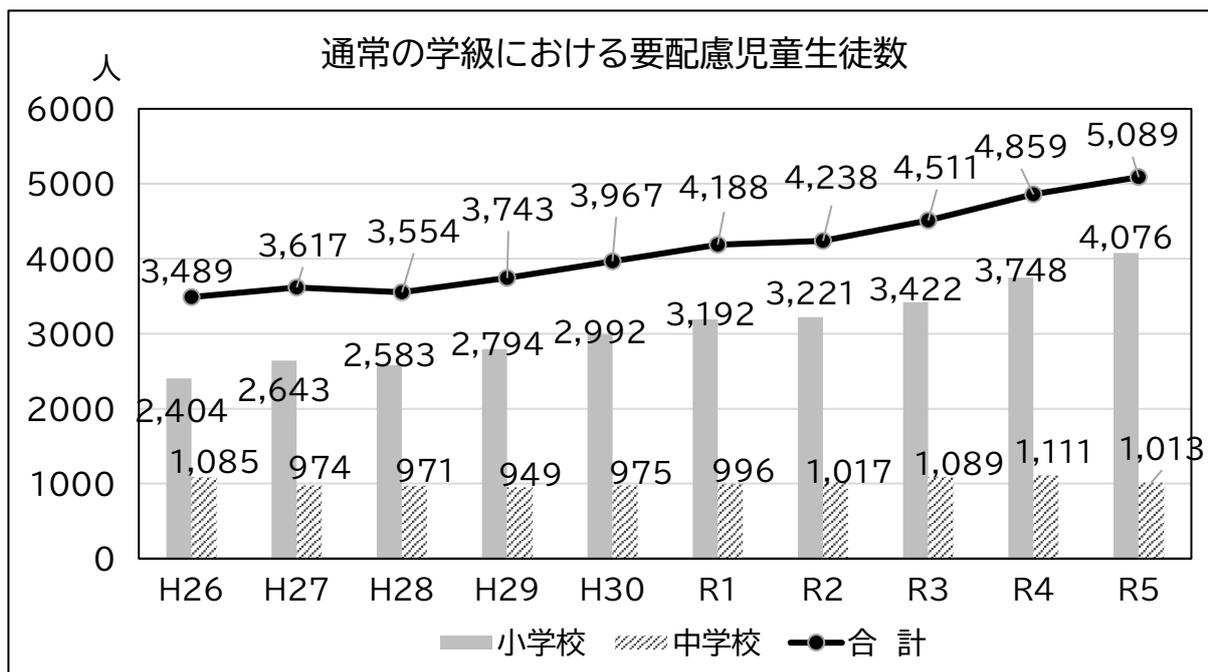
東特別支援学校	小学部	普通学級 16	重複障がい学級 19
	中学部	普通学級 10	重複障がい学級 7
西特別支援学校	小学部	普通学級 14	重複障がい学級 5
	中学部	普通学級 7	重複障がい学級 2

◇院内学級数

小学校	中学校	合計
3	2	5

(1) 通常の学級

R5. 5. 1



現状と課題

令和4年度の文部科学省の調査結果では、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍率は、小学校で8.8%、中学校で6.5%とされています。これは特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも常に一定の割合で在籍していることを示しています。

新潟市でも児童生徒数が減少するなか、通常の学級に在籍する配慮が必要な児童生徒数は小学校で増加傾向にあります。

発達障がいや境界知能のため支援を必要とする児童生徒や、記憶力や理解力は大変高い水準にありながらも人間関係や社会性に課題があったり、授業に満足できずに学校生活を楽しめなかったりする児童生徒へのニーズや課題に対応した指導・支援が求められます。

今後の方針

授業づくりにおいて、一人一人の理解や学び方に応じ、ICTの活用やユニバーサルデザインの視点を取り入れた基礎的環境整備を進め、必要な合理的配慮を提供します。学びの様子や教育的ニーズ等について、学校と本人・保護者が相談を重ね、可能な限り合意形成を図ります。

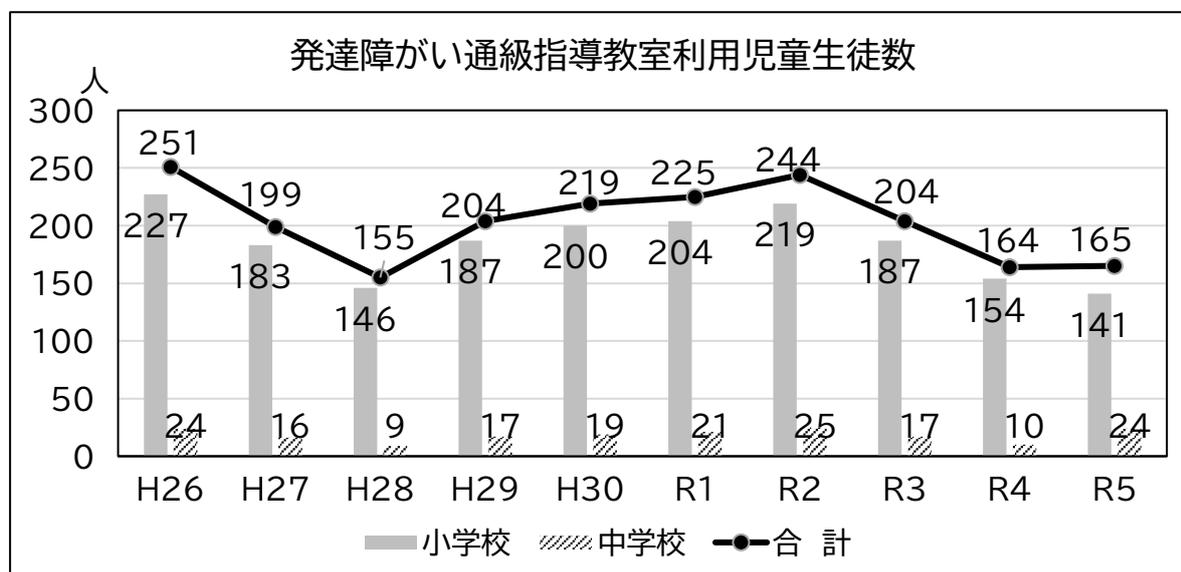
また、児童生徒一人一人の発達や適応の状況等を勘案し、柔軟な見直しを行いながら、一人一人の能力の最大限の伸長を図り、自己肯定感を高めていく教育を行います。

これらを確実に実行するため、通常の学級の担任も特別支援教育への理解を深め、自分の良さと友達の良さを認め合う学級づくりを進めます。

(2) 通級指導教室

①発達障がい通級指導教室

R5.5.1



現状と課題

対人関係やコミュニケーションに苦手さを抱える児童生徒が、個別指導やグループ指導により人とのかかわり方やより良いコミュニケーションの方法を学ぶ「発達障がい通級指導教室」へのニーズは年々高まっています。

新型コロナウイルス感染症による休校等の影響もあり、利用児童生徒数は近年減少傾向でしたが、今後は増加していくと予想されます。

新潟市の自校通級率は小学校35.3%、中学校20.7%で、他校通級における保護者送迎の負担軽減などへの対応が求められています。

今後の方針

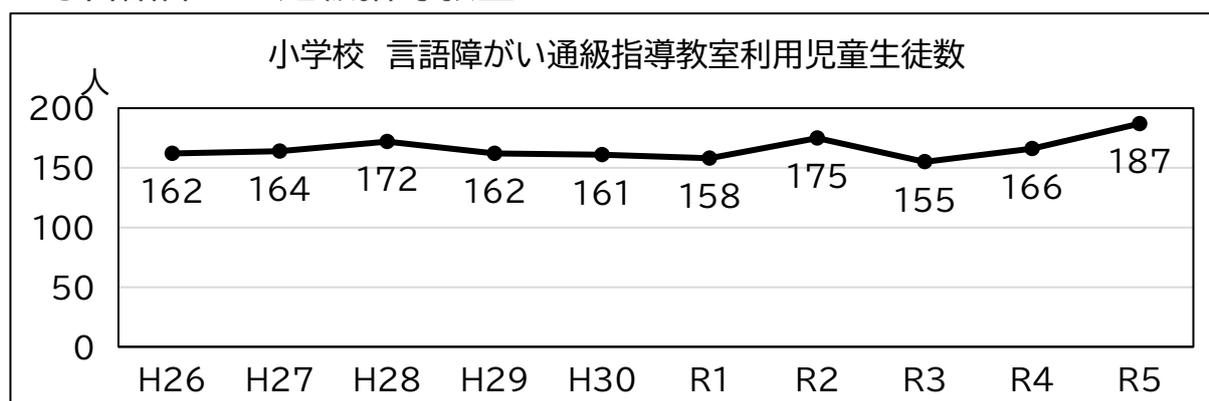
自校通級には、通級に伴う移動の負担が少ないことや、通級による指導内容について情報共有や連携が図りやすいこと、望ましい行動が般化しやすいことなど、多くのメリットがあります。

児童生徒が慣れた環境で安心して通級指導を受けられるよう、小・中学校について巡回指導を行います。

また、通級による指導を受けたい場合に確実に受けることができるよう、今後も発達障がい通級指導教室を計画的に設置するとともに担当者の育成を図ります。

②言語障がい通級指導教室

R5.5.1



現状と課題

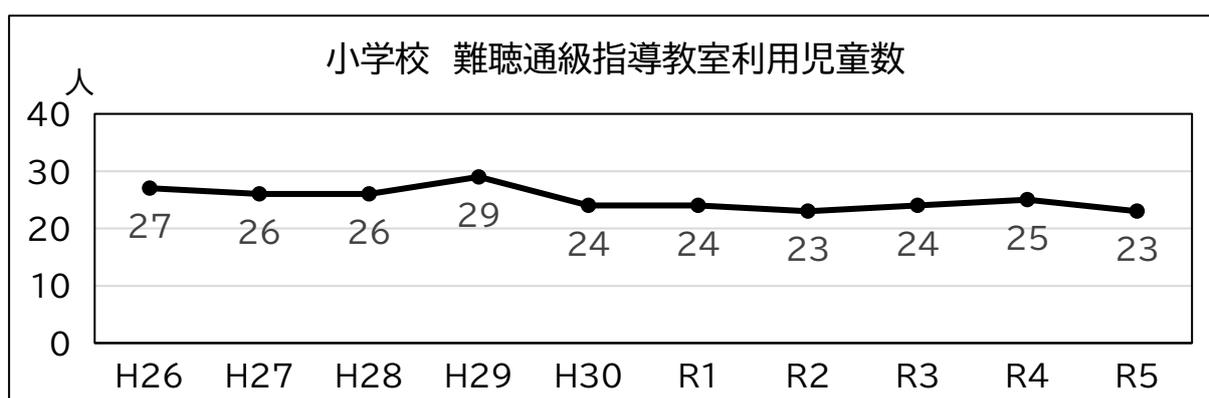
言語障がい通級指導教室の利用児童数は増加傾向にあり、令和4年度から5年度にかけては、過去10年間の中で最も増加しました。構音障がいや吃音、言語発達遅滞などの言語障がいは、改善によりコミュニケーションが円滑になり、社会生活や人との関わりが大きく広がります。

今後の方針

言語障がいについては、必要な指導が必要な時期に適切に受けられることが重要であり、利用者数の増加に対応するため、今後も言語障がい通級指導教室を計画的に設置するとともに担当者の育成を図ります。

③難聴通級指導教室

R5.5.1



現状と課題

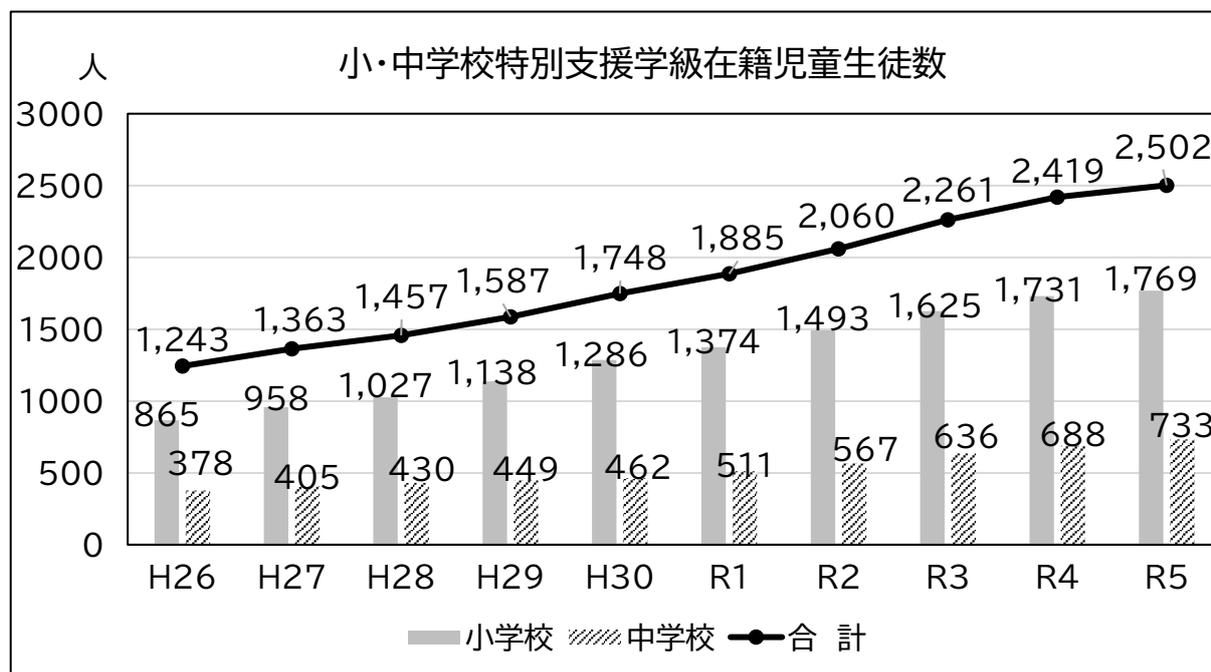
難聴通級指導教室の利用児童数は、20～30人の間で推移しており、今後もこの傾向は継続すると考えられます。難聴通級指導教室は小学校に設置していますが、中学生のニーズについては教育相談として継続対応しています。

今後の方針

今後も計画的な担当者の育成と教室環境の整備に取り組みます。

(3) 特別支援学級

R5. 5. 1



現状と課題

全体の児童生徒数が減少を続けるなか、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しています。

卒業後までの中長期的な視点により作成する「個別の教育支援計画」や、指導内容と目標を盛り込む「個別の指導計画」などにより、きめ細かな支援を行うことから、特別支援学級を選択する保護者が増えています。

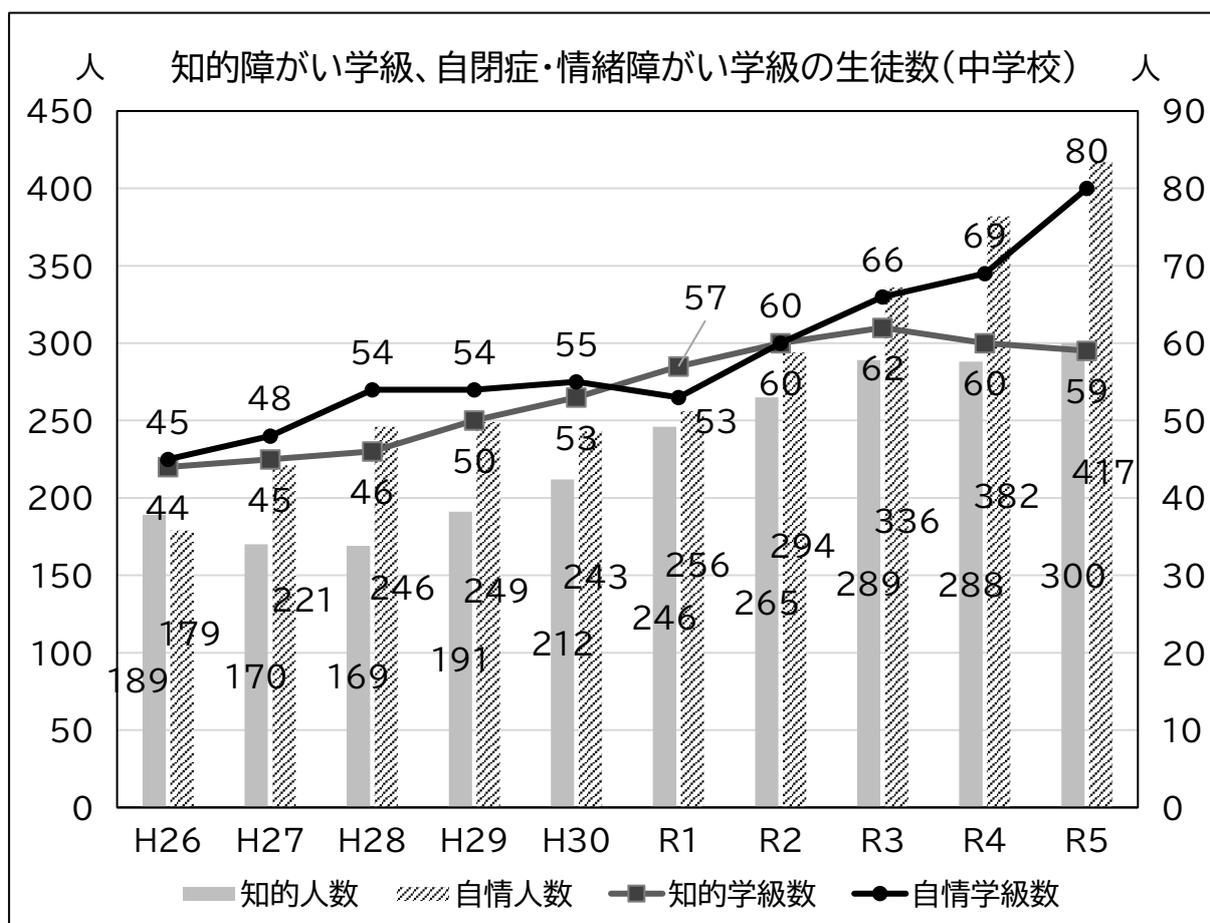
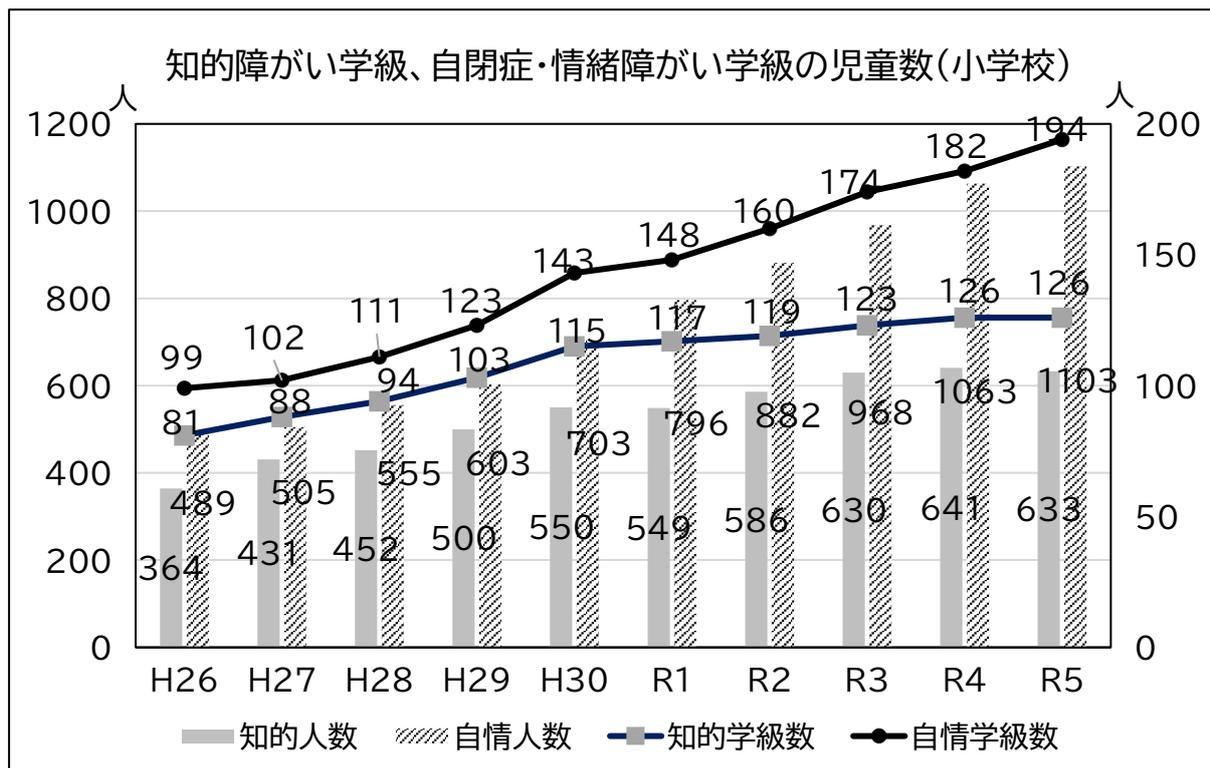
学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒を取り出して支援するだけでなく、そうした児童生徒も含めた学級全体に対する指導に特別支援教育の視点を取り入れ、学級集団をどのように育てていくかを学校体制として具体的に考えていく必要があります。

学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業を行うなどの対応が求められています。

今後の方針

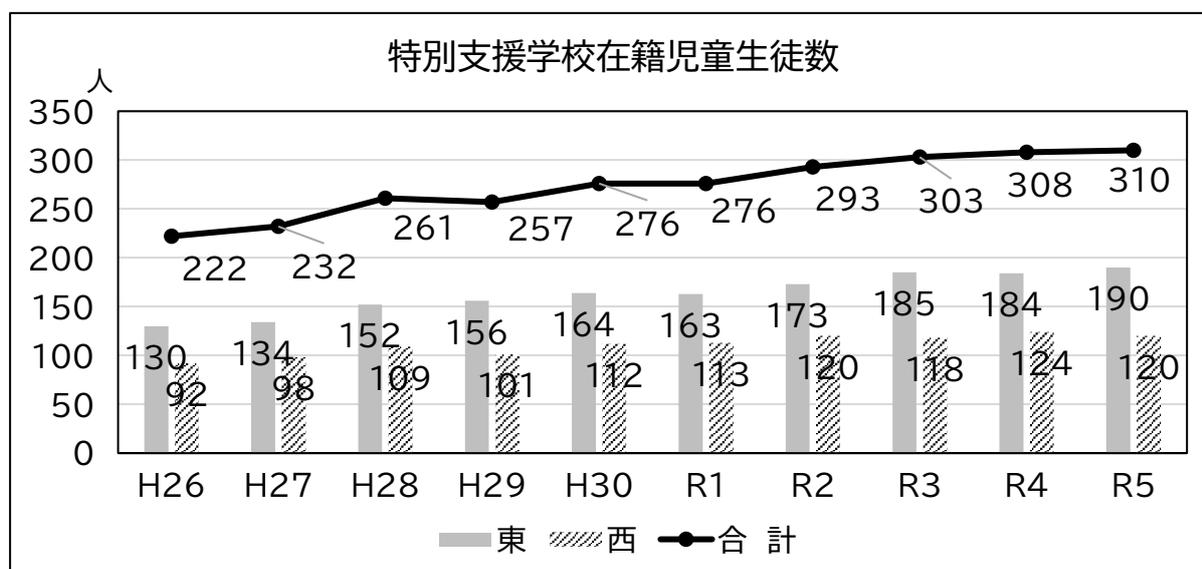
障がいの有無にかかわらず、児童生徒が同じ空間で学べるよう環境の整備を進めるとともに、一人一人の社会参加と自己実現につながる力を育成するための適切な教育課程を編成し、適切な交流及び共同学習を行います。

特別支援学級の児童生徒はずっと特別支援学級に在籍するという固定的な考え方でなく、子どもの育ちを見通しながら成長や発達の様子、ニーズに基づいて学びの場を柔軟に見直します。



(4) 特別支援学校

R5.5.1



現状と課題

新潟市では、小・中学部をおく知的障がい特別支援学校を2校設置しています。特別支援教育への理解が広がるなか、特別支援学校で学ぶ児童生徒数は増加傾向にあります。

障がいのある児童生徒の社会参加や自己実現に必要な力を育むため、児童生徒一人一人のニーズに応じ、適切な支援を提供することが求められ、全ての教職員が目的を共有し、高い専門性を十分に発揮する指導体制の更なる構築が求められます。

また、地域に開かれた特別支援学校として地域の小・中学校との関わりを広げ、地域性を活かした教育活動の展開が重要です。

今後の方針

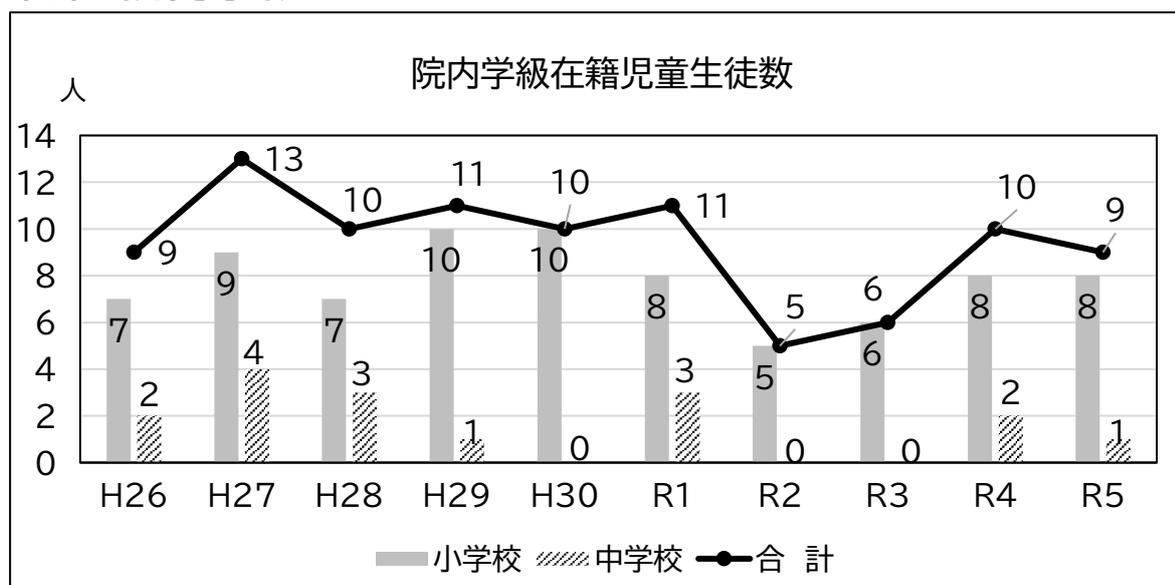
特別支援学校のセンター的機能を活用し、各区教育支援センターや関係機関等が連携を深めながら、地域の市立学校園における特別支援教育の充実を推進します。

児童生徒が経験を広げ社会性を養い、豊かな人間性を育み、障がいのある児童生徒にとっては積極的な社会参加につながり、障がいのない児童生徒にとっては障がいのある人への自然な働き掛けを身に付け、人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながるよう、地域の小・中学校との交流及び共同学習を充実します。

また、地域行事への参加や地域を教材とした学習活動を通して、地域に開かれた学校になることが求められており、地域ボランティアの積極的な受け入れや、児童生徒の地域行事への参加などを一層推進します。

(5) 院内学級

R5. 5. 1



現状と課題

近年、医療の進歩による入院期間の短期化や入退院の繰り返し、治療や生活規制により退院後も通学が困難な状況など、病児療養児を取り巻く環境は大きく変化しています。

新潟市は県内で唯一、院内学級を設けており、市内3つの病院に設置しています。

院内学級は、病気やけがのために入院しなければならない児童生徒にとって、学びを保障する重要な場です。入院中であっても学習の遅れを抑えられ、長期入院の児童生徒も退院後の学業に円滑に復帰できます。

今後の方針

入院中は家族や友達と離れて、病室で長い時間を過ごしますが、友達と一緒に学び・遊び・笑顔を共有できる院内学級に通うことで孤独感や寂しさを緩和できるため、今後も院内学級の充実を図ります。

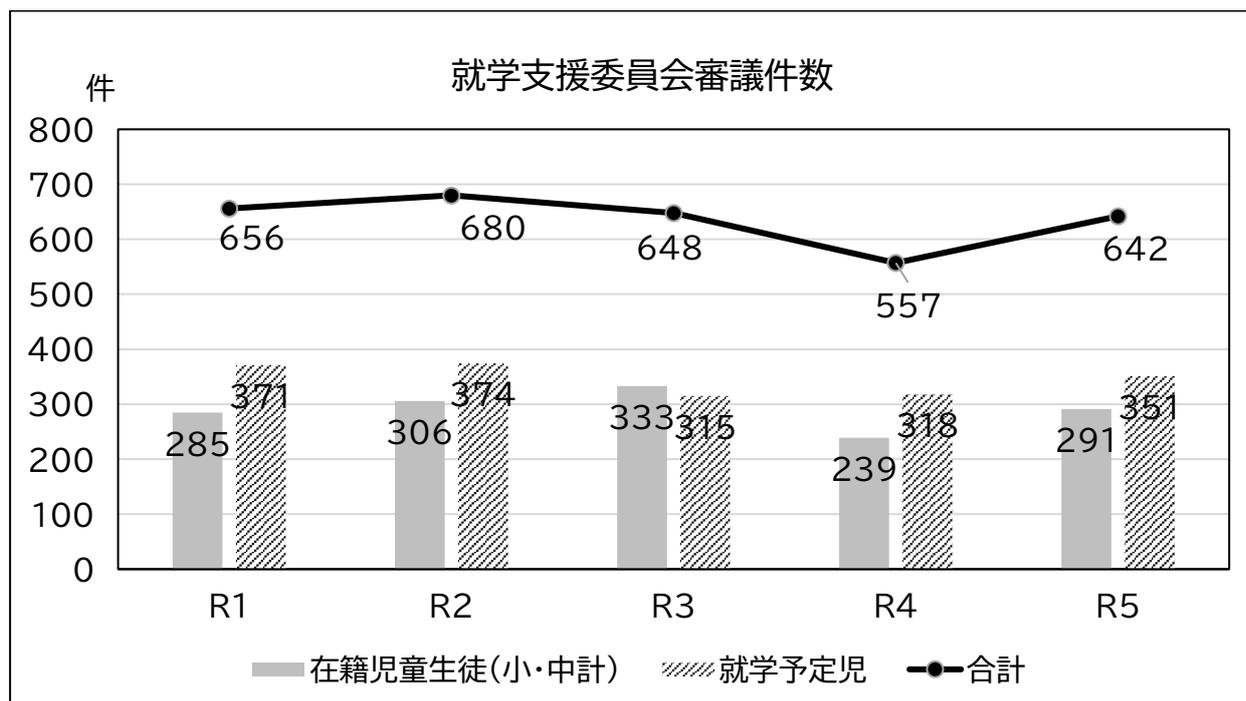
入院時には原籍校の担任と連絡を取り合い、病状や学習の進捗について共通理解を図る「転学支援シート」を活用し、入院中は可能な限りICTを活用するなどし原籍校との交流と情報共有を推進し、児童生徒の不安感や孤立感の軽減を図ります。

退院時には本人と保護者の希望を確認し、院内学級での様子や学習の進捗、医療的な配慮事項について「復学支援シート」を活用した円滑な復学をサポートします。

また、病気を抱える児童生徒のニーズに応えるため医療機関と連携しながら、小・中学校教職員への病弱教育、院内学級に関することや、通常の学級に在籍する病気の子どもに関する理解啓発を図ります。

(6) 就学支援委員会

R6.1.1



現状と課題

就学支援委員会は各区の委員会と市全体の委員会とで構成されています。

各区の就学支援委員会は、特別支援学級の入級に係る審議を行い、市全体の就学支援委員会は、特別支援学校の入学に係る審議を行います。

審議は有識者において行われ、就学時の学びの場や在籍変更など児童生徒の適正な学びの場を特別支援学校、特別支援学級、通常の学級から判断します。

今後の方針

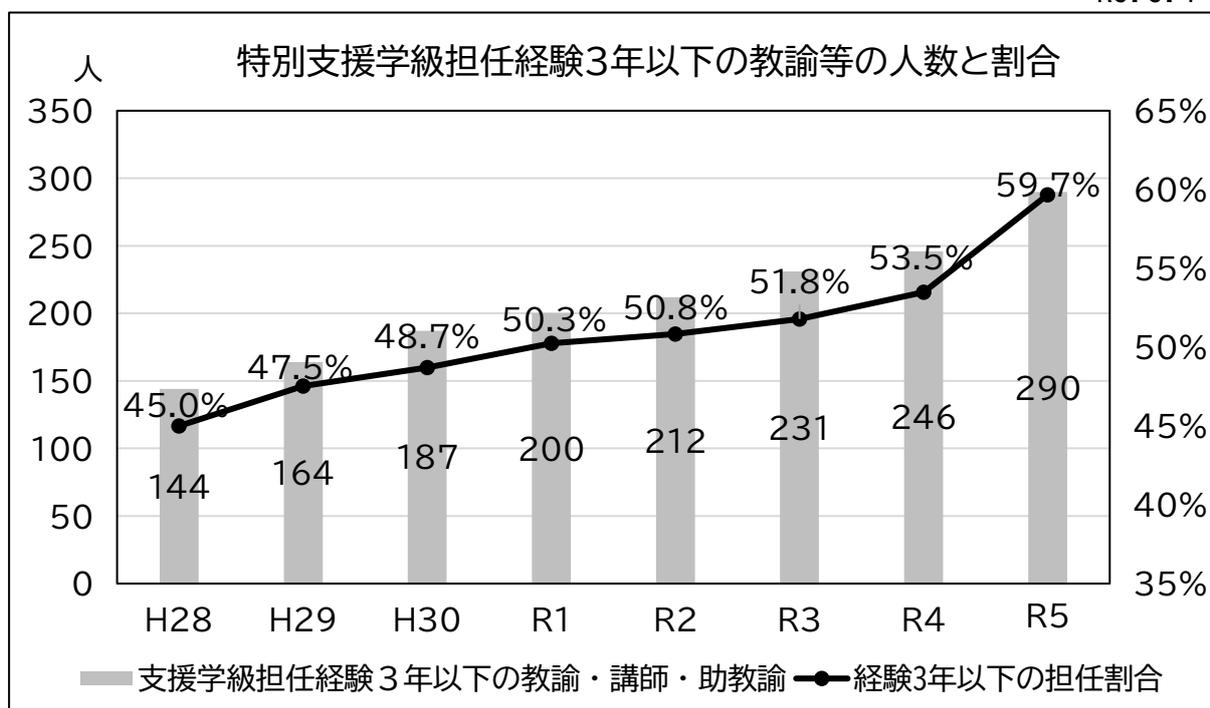
特別支援学級の児童生徒はずっと特別支援学級に在籍するという固定的な考え方でなく、子どもの育ちを見通しながら、成長・発達の様子やニーズに基づいて、「必要な時に必要な支援を」という柔軟な視点で判断するとともに、就学支援委員会で示された指導助言を、学校現場や進路相談などに生かす仕組みづくりに取り組みます。

また、適正就学や柔軟な学びの構築の視点から、就学児の情報と教育的ニーズの把握、保護者との合意形成や児童生徒への支援がスムーズに行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

2 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

(1) 教員の経験年数

R5. 5. 1



現状と課題

特別支援学級担任のうち、同担任の経験年数が3年以下の教員は約6割を占め、平成28年から15ポイント近く増加、人数も倍増しており、特別支援学級担任の育成が課題となっています。

特別支援学級担任は、児童生徒一人一人のニーズに合った教育課程の編成と実施、個別の教育支援計画、指導計画に基づいた指導支援、自立活動の授業や生活单元等を合わせた指導など、通常の学級担任とは異なる専門性が求められ、特別支援教育に係る専門性の向上とともに、特別支援学級担任を支える校内支援体制の整備や人的な支援など体制整備の充実が必要です。

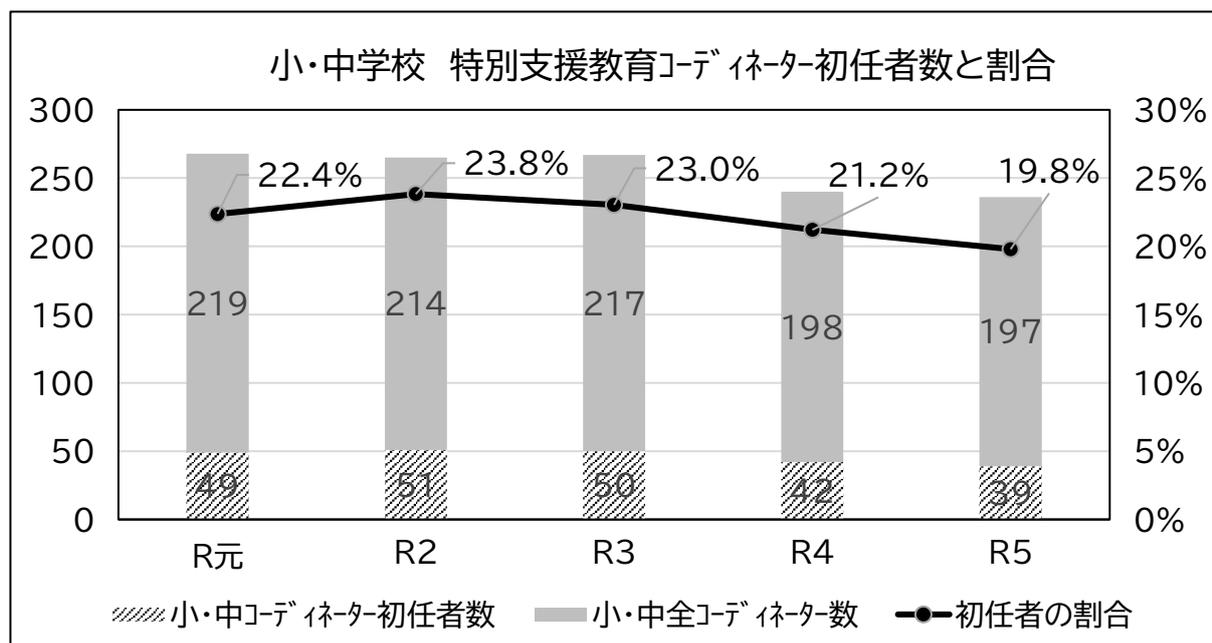
今後の方針

特別支援学級に在籍する児童生徒への効果的な指導支援を実施するため、担任の経験やニーズに応じた研修の充実と、管理職や特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内支援体制の整備を図ります。

また、個別の教育支援計画作成支援システムを全市立学校園に導入し、児童生徒の詳細な実態把握と実態に基づいた指導支援をサポートするとともに、県との研修交流を活用し人材育成を図ります。

(2) 校内支援体制の強化

R5.5.1



現状と課題

校内の特別支援教育の推進を図るためには、特別支援学級担任に任せきりにすることなく、全教職員による校内支援体制の強化が必要であり、各学校に配置している特別支援教育コーディネーターは重要な役割を担います。

特別支援教育コーディネーターには個別の教育的ニーズのある児童生徒に関する校内支援体制の構築や教職員への指導助言、保護者面談、個別の教育支援計画等の作成推進など、連絡調整スキルと特別支援教育の専門性が求められます。

特別支援教育コーディネーターを初めて担当する教員は2割程度で推移しており、また、特別支援学級においても担任経験の少ない教員が多く、校内支援体制の強化が課題となっています。

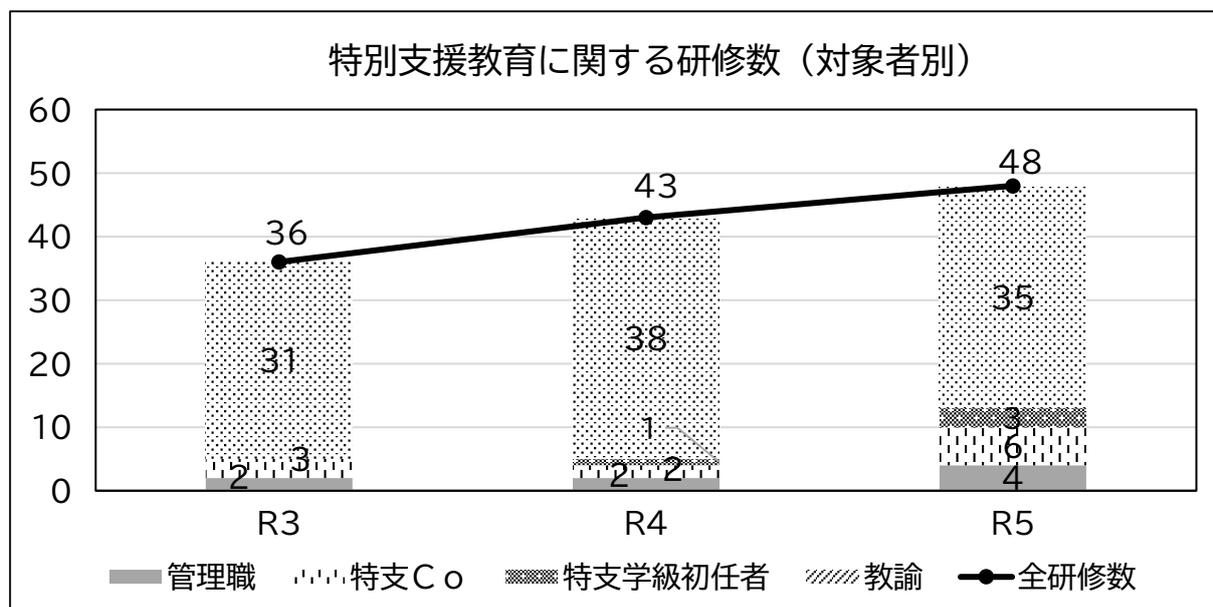
今後の方針

特別支援教育についての校内支援体制の強化には、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通常の学級担任等、全ての教職員の関わりが重要であり、それぞれの役割と職種に応じた研修を実施し、必要なスキルと専門性の向上を図ります。

また、通級指導教室の担当者や特別支援学校のセンター的機能などを効果的に活用するシステムの構築に取り組みます。

(3) 研修体制の整備

R5.5.1



現状と課題

特別支援教育の専門性の向上に向けて、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級を初めて担任する教員を対象とする研修の講座数を増やし、また、通常の学級担任を対象としたものや、障がいへの理解や授業づくりについてのものなど、様々なニーズに応えるよう取り組んでいます。

一人一人の学びを保障しインクルーシブ教育システムを支えるため、通常の学級担任の特別支援教育への理解をさらに深める必要があります。

また、新潟市では多くの特別支援教育支援員が、子どもの学習面や学校における日常生活上の支援を行っており、適切なサポートに資する研修の充実が求められます。

今後の方針

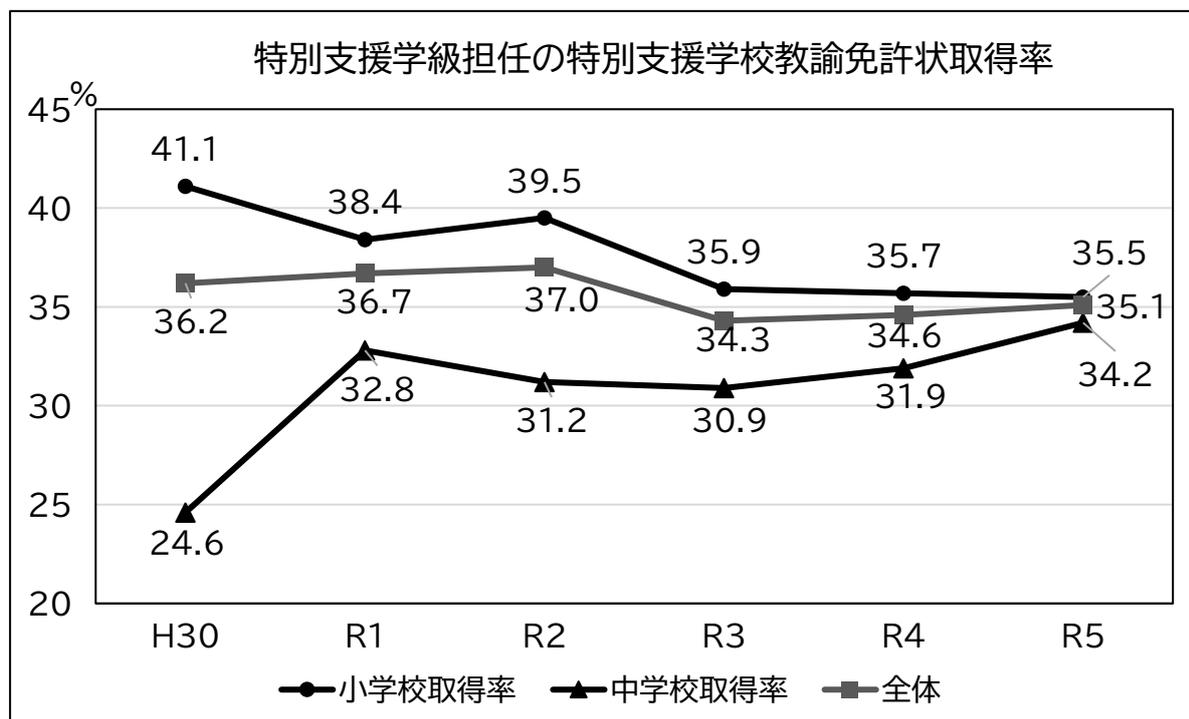
管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任を対象とした必修研修を実施し、それぞれの役割や職種に応じたものとなるよう内容や回数を充実します。

管理職向けの研修は、インクルーシブ教育システムへの理解を深め、校内での基礎的環境整備と合理的配慮の提供及び校内支援体制の強化を図る内容とし、特別支援教育コーディネーター向けの研修は、校内でのサポート力及び推進力を高める内容に、また、特別支援学級担任向けの研修は、授業力及び生徒指導対応力の向上を図る内容とします。

また、通常の学級担任の特別支援教育に関する研修を強化するとともに、特別支援教育支援員へのスキル向上に向けた研修の充実を図ります。

(4) 特別支援学校教諭免許状の取得促進

R5.5.1



現状と課題

特別支援学級担任において取得が望ましいとされている「特別支援学校教諭免許状」の取得率は全体で35.1%となっています。

小学校においては、特別支援学級数の急激な増加に伴い特別支援学級担任人数が増えたことにより、取得率が相対的に減少しているものと考えられます。

特別な支援が必要な児童生徒の力を引き出し、より専門的な指導を行うため、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の取得率の向上が望まれます。

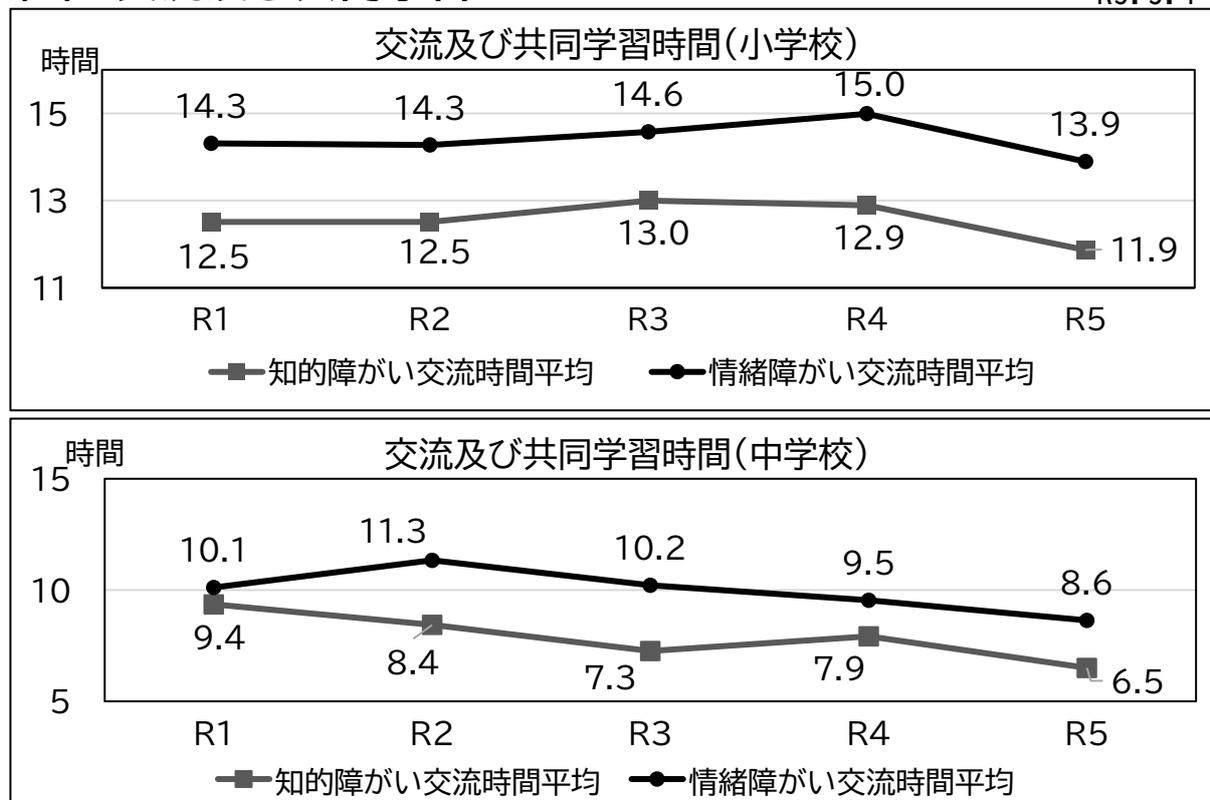
今後の方針

特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者は、校内において特別支援教育をリードする重要な役割を担っており、その専門性を他の教職員へ伝えることは学校全体の特別支援教育の推進につながることから、その専門性を担保するため、大学等と連携しながら免許法認定講習の受講を奨励するとともに、免許状取得後も研修等を通じて専門性の向上を図ります。

3 子どもたちの相互理解の促進

(1) 交流及び共同学習

R5.5.1



現状と課題

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ「交流及び共同学習」は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障がいのない子どもにとっても、社会を構成する様々な人々と共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、共生社会の形成に役立つものといえます。

一方で、特別支援学級に籍をおきつつ、大半の時間を通常の学級で学ぶ事例について文部科学省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」を発出し、本市においても、特別支援学級設置の趣旨を踏まえ、特別支援学級における授業時数を確実に確保することを小・中学校へ周知しました。

今後の方針

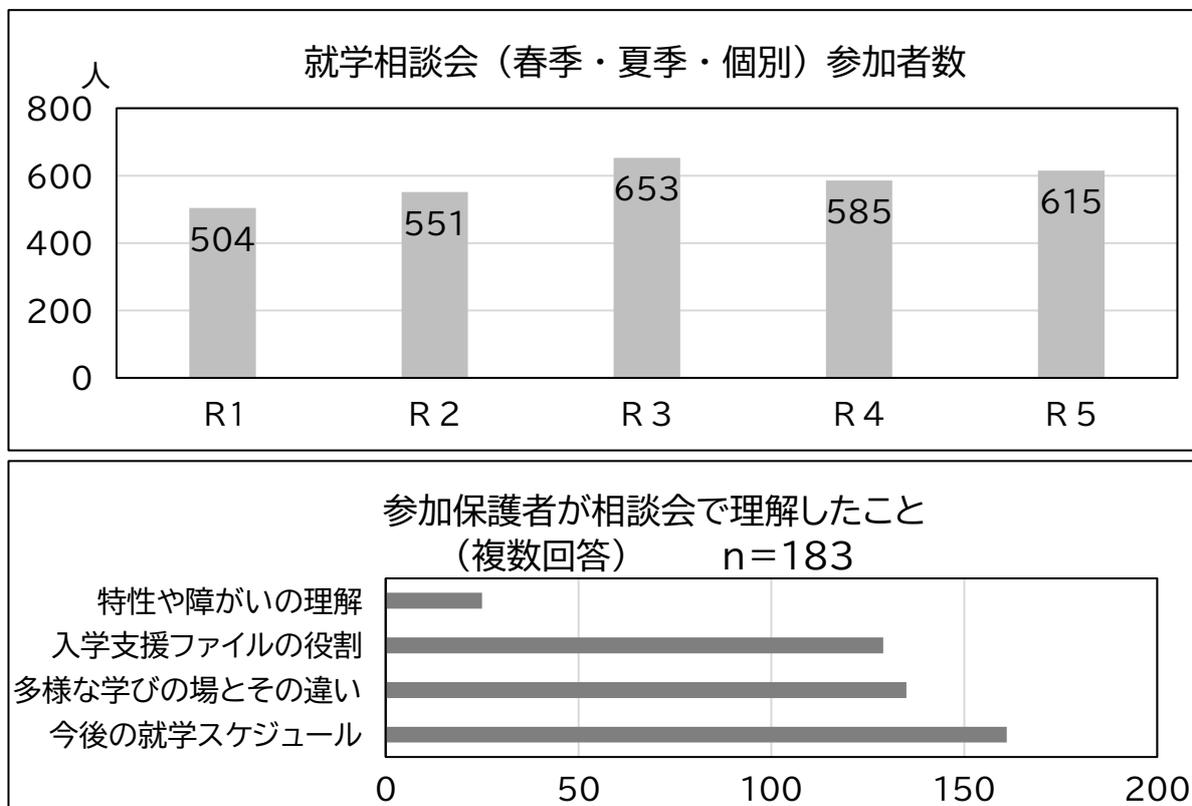
交流及び共同学習について、教育課程上の位置付けや評価、支援方法等について、特別支援学級担任と通常の学級担任が共有・連携し、特別支援学級在籍の児童生徒の自立と社会参加を見据え、個々の教育的ニーズに合わせた指導と適切な交流及び共同学習に取り組みます。

第2章 基本方針2 みんなとつながる

1 就学前から進学・卒業後までの切れ目ない支援

(1) 就学相談・就学支援

R5.10.1



現状と課題

小学校への入学を控え、子どもの発達や行動、言語等に心配のある保護者を対象とした就学相談会を春季と夏季に開催し、また年間を通じて個別相談を実施しています。

就学相談会については、市内の保育園・幼稚園・こども園等を通じてのパンフレットの配付や、ホームページ掲載などで周知を図っています。

参加した保護者からは、就学へのスケジュールを知ることができた、様々な学びの場を理解できた、小学校への支援情報提供ツールとして作成する「入学支援ファイル」について理解が深まった、などの感想が聞かれます。

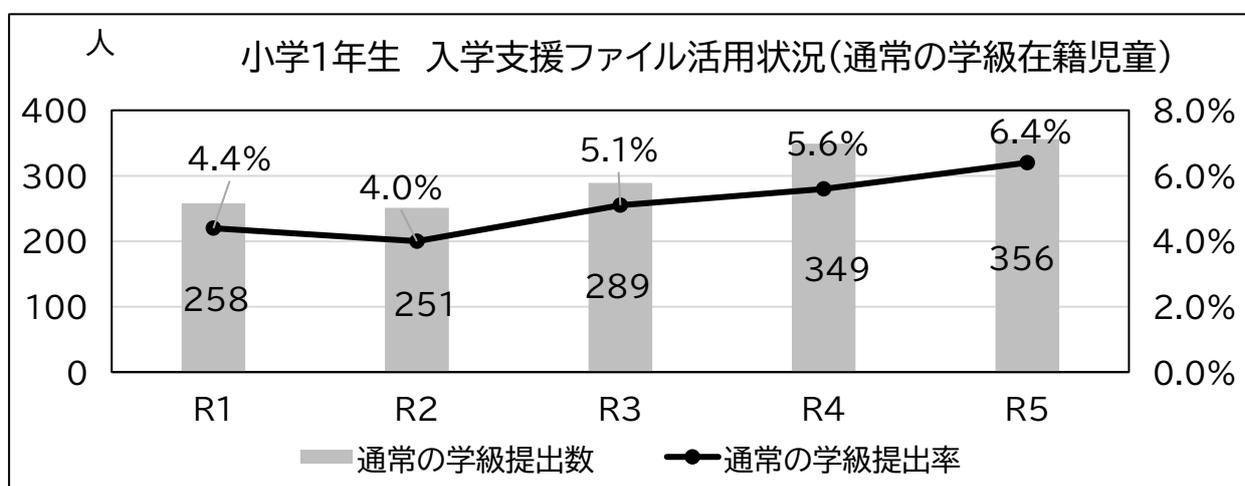
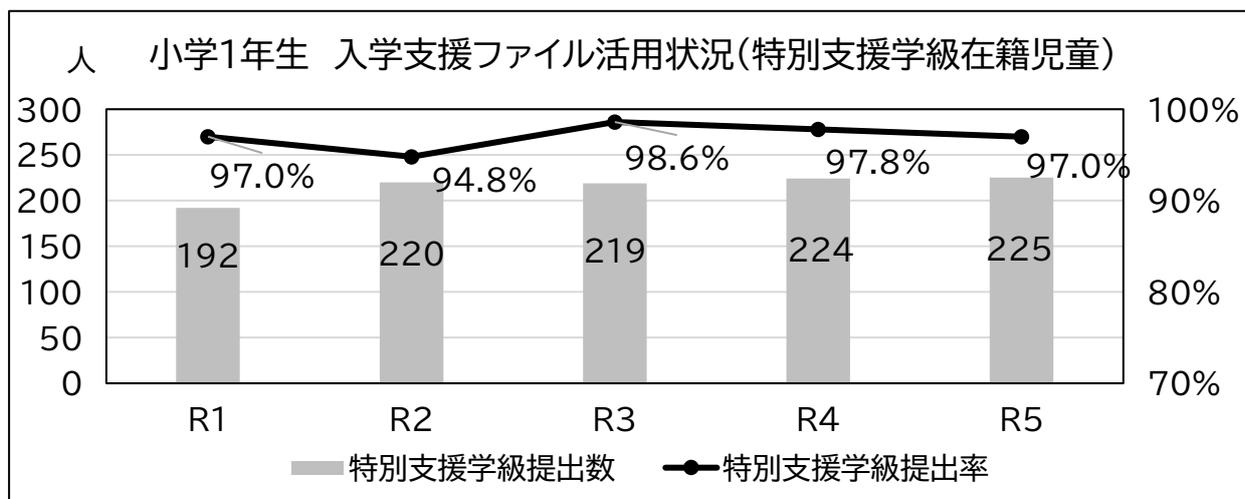
今後の方針

引き続き就学相談会の周知を積極的に行い、保護者ニーズに寄り添った相談会となるよう取り組むとともに、園訪問の実施や関係機関との連携を密にし、就学予定児の情報把握に努めます。

また、在宅や長期入院している特別な教育的支援を必要とする就学予定児の情報把握や就学への支援を推進します。

(2) 入学支援ファイル

R5.5.1



現状と課題

新潟市では、保護者からの願いと関係機関からの支援情報を就学時に学校へ引き継ぐ連携ツールとして「入学支援ファイル」を作成しています。このファイルは保護者の希望により作成するもので、保護者が記入する就学児の基本情報と、幼稚園・保育園・こども園・療育機関等が記入するページで構成されており、入学後の学習支援や生活支援につながっています。

「入学支援ファイル」の活用を始めてから10年以上経過し、学校園や関係機関等での認知と活用も広がりを見せ、子どもの支援に役立てられています。

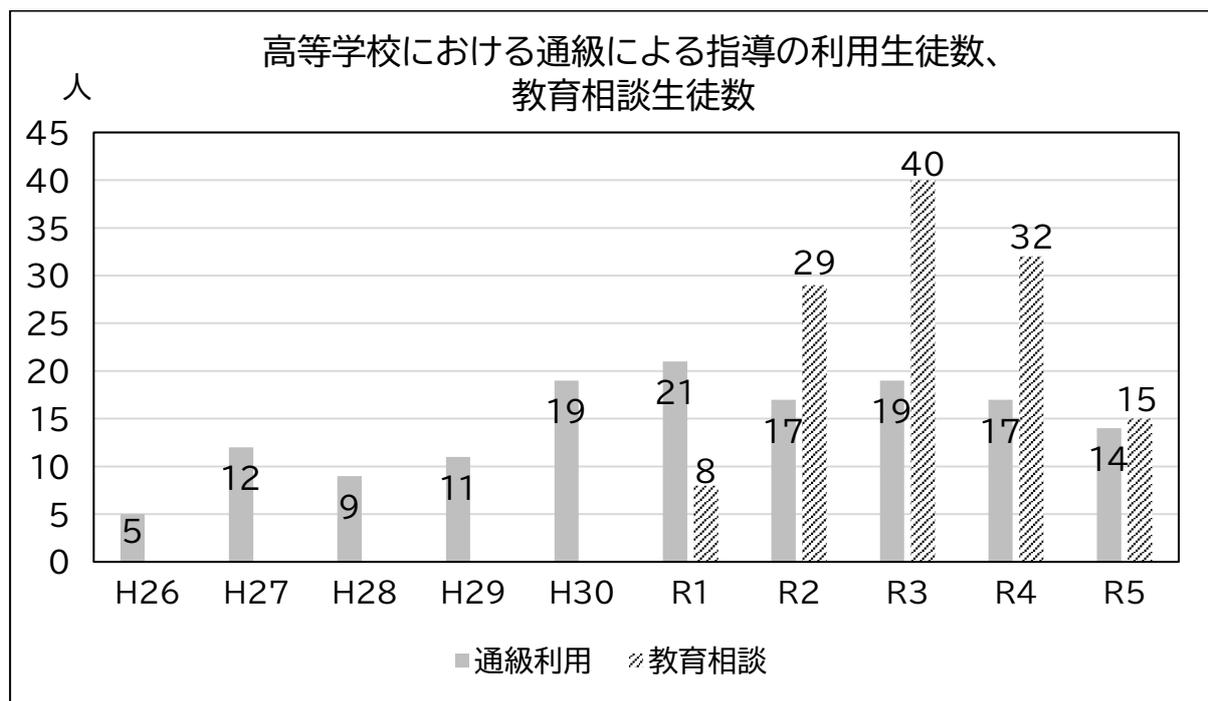
今後の方針

就学相談会等で保護者へ「入学支援ファイル」の周知を継続して行うとともに、保護者や学校、関係機関等のニーズに沿うよう必要に応じ内容を見直します。

また、ファイルの内容や役割について保護者や学校等が理解を深め、入学後の円滑な支援や合理的配慮の提供につながるよう取り組みます。

(3) 高等学校における通級による指導

R5. 5. 1



現状と課題

文部科学省の調査結果によれば、高等学校に在籍する2.2%の生徒が特別な教育的支援を必要としており、高等学校においても特別な教育的支援を必要とする生徒が常に一定数在籍していることを示しています。

市立明鏡高等学校は、平成26年度文部科学省実施の「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」対象校に選定され、平成30年度より通級による指導を実施し、先駆的に特別支援教育に取り組んできました。

当校の通級による指導で行う「自立活動の授業」は卒業に必要な単位に含むことができ、全校体制でユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりと、一人一人の違いや多様性を尊重する学校風土の醸成に取り組んでいます。

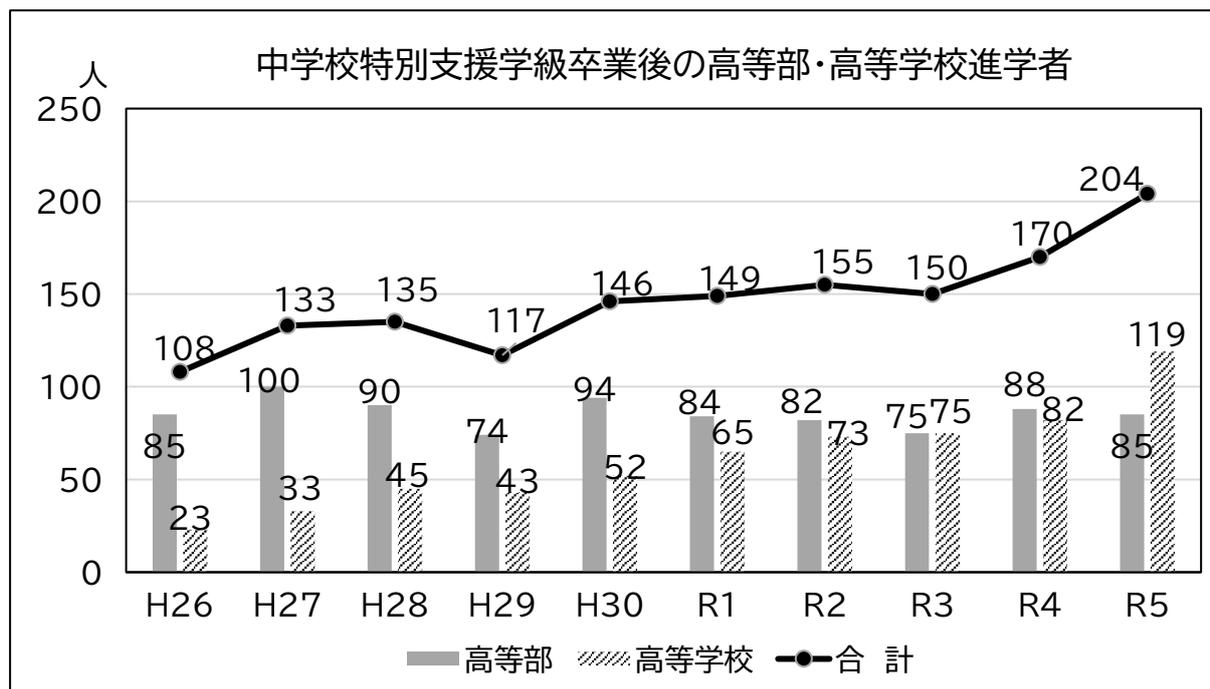
市立万代高等学校や市立高志中等教育学校においても、全職員が特別支援教育に関する理解を深め、特別な教育的支援が必要な生徒へ確実な合理的配慮の提供に向けて校内支援体制の整備に取り組んでいくことが重要です。

今後の方針

市立明鏡高等学校における通級による指導の更なる充実を図るとともに、特別支援教育推進のセンター的機能として、市立万代高等学校、市立高志中等教育学校への計画的な教育相談等を継続して行います。

(4) 高等学校・特別支援学校高等部への進学

R5. 5. 1



現状と課題

中学校特別支援学級を卒業する生徒の進路は、特別支援学校高等部や高等学校、就労、福祉事業所など様々ですが、近年は高等学校への進学者数が増加し、令和5年度は特別支援学校高等部への進学者数を上回り、今後も全日制高等学校や定時制高等学校、通信制高等学校への進学者数の増加が予想されます。

高等学校や特別支援学校高等部卒業後の生活や就労スタイルなど将来に向けた準備について考える進路指導が求められています。

また、高等学校においては、発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒が一定数在籍していることを踏まえ、特別支援教育推進のための校内研修や授業づくり、個別の教育支援計画の作成、校内支援体制の整備などが求められます。

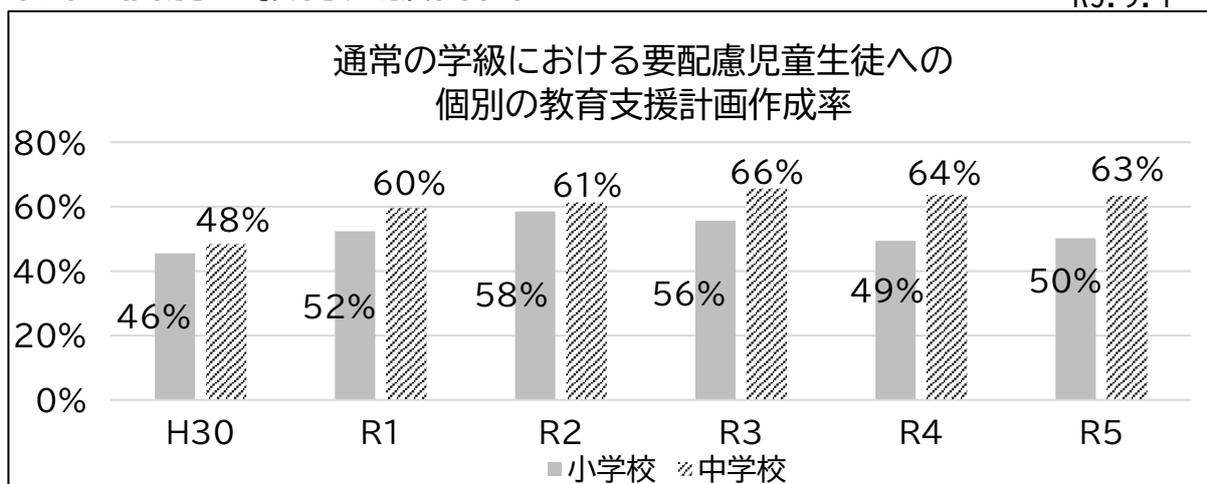
今後の方針

小・中学校特別支援学級において特別支援学校高等部や高等学校卒業後の「進学」、「就労」、「福祉」等への理解を深め、中学校における適切な進路指導に取り組むとともに、情報提供・情報共有、行動連携など関係機関との更なる連携に取り組めます。

また、市立高等学校では、生徒指導や教育相談の観点から対人関係やコミュニケーションが苦手な生徒への指導支援を行うとともに、今後は、高等学校卒業後の生活準備についての視点をもった指導支援に取り組めます。

(5) 個別の教育支援計画

R5.9.1



現状と課題

個別の教育支援計画は、特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、本人や保護者の希望を踏まえながら長期的な視点に立って、関係機関が連携・協力を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行うため作成するものです。

平成30年の学校教育法施行規則一部改正により個別の教育支援計画等の作成においては、学校等と関係機関等とが支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないと明記されました。

個別の教育支援計画は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導においては作成が義務付けられており、通常の学級においても作成と活用に努めることとされています。当市の通常の学級における要配慮児童生徒への作成率は小・中学校ともに50～60%程度になっており、特別な配慮を必要とする児童生徒への確実な作成が求められます。

また、連続性のある支援を行うため、学校間、あるいは学校と関係機関等との間で個別の教育支援計画を活用した情報の共有・引継ぎを着実に行うことが重要です。

今後の方針

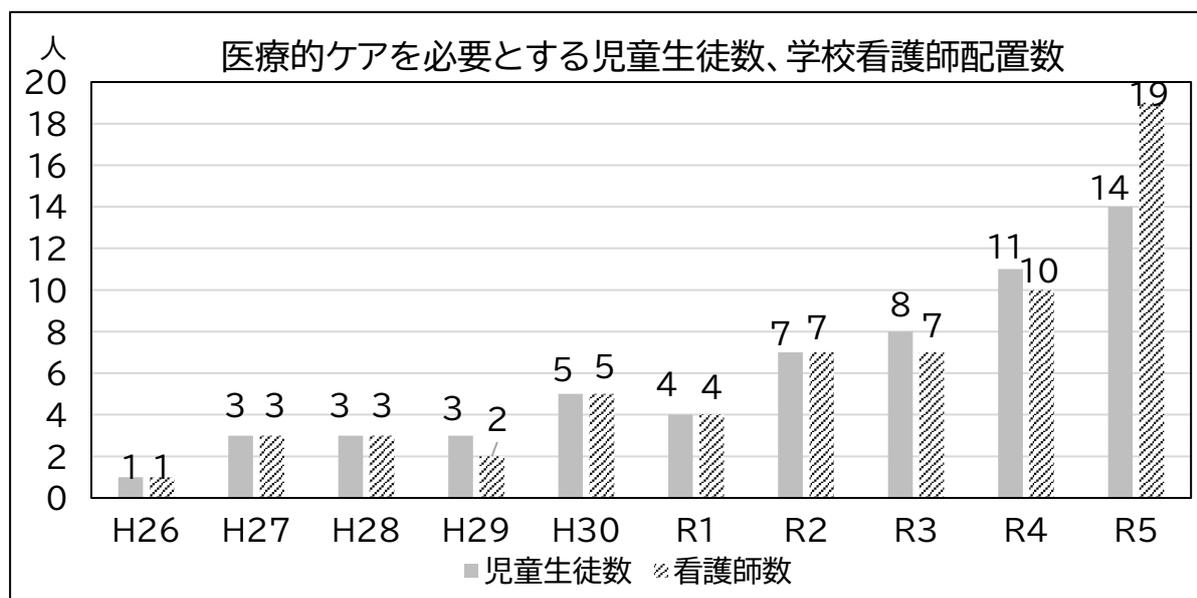
必要な指導支援の内容が就学先や就労先等に確実に引き継がれるよう、個別の教育支援計画の必要性や有効性について教職員へ周知を徹底し、作成及び活用についての理解を促進します。

通常の学級における個別の教育支援計画の確実な作成に向け校内委員会での情報共有を促進し、保護者に対し丁寧な説明を行った上で合意形成を図るなどの取り組みを進めます。

また合理的配慮への確実な対応と関係機関との連携を確かなものとするため、個別の教育支援計画作成支援システムを全市立学校園に導入し、切れ目ない支援体制の構築に向けて取り組みを推進します。

(6) 医療的ケアを必要とする児童生徒・学校看護師

R5. 5. 1



現状と課題

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする児童生徒は増加の傾向にあります。特別支援学級のほか、通常の学級や知的障がい特別支援学校においても医療的ケアを必要とする児童生徒は在籍しています。

当市では、平成20年より医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍する学校に学校看護師を配置し、保護者の付き添いがなくても学校生活や学校行事において適切な医療的ケアその他の支援が受けられるよう体制を整備しています。

令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、引き続き学校における医療的ケア実施体制の整備を着実に進めることが求められます。

今後の方針

喀痰吸引や人工呼吸器等、常時の医療的ケアや見守りが必要な児童生徒には「学校看護師」を、導尿や経鼻経管栄養等医療的ケアの回数や時間が限定している児童生徒には「巡回看護師」を配置します。

区内の全ての巡回看護師が区内の児童生徒の全ての医療的ケアに対応できるよう、チームとして情報共有や研修を実施し、看護師の孤立を防ぎ、医療的ケアに関する手技の向上を図るとともに、「学校看護師」と「巡回看護師」の柔軟な配置により看護師の安定確保に努め、看護師不在の日をなくし、医療的ケアを必要とする児童生徒の教育機会の保障と保護者の負担軽減を図ります。

2 学校・家庭・関係機関との連携

(1) トライアングル連携シート

現状と課題

障がいや生活のしづらさを抱える児童生徒への支援にあたっては関係機関の連携による切れ目ない支援が重要です。教育と福祉においては、児童生徒の成長に応じた必要な支援が継続的に受けられるよう連携することが求められており、平成 30 年3月に文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告書がまとめられ、家庭と学校と福祉の連携を加速させることや障がいのある子どもにかかわる関係機関等が連携していくことの重要性が示されました。

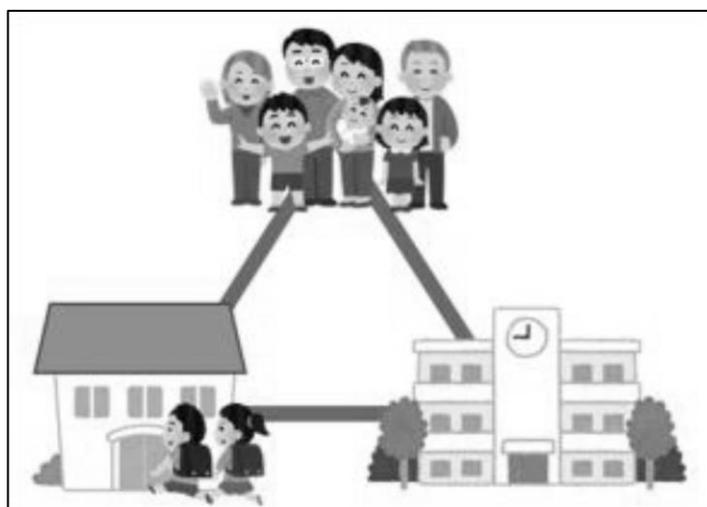
新潟市では令和3年に「トライアングル連携シート」を策定し、関係機関へ周知を行いました。このシートに利用する福祉事業所の情報を記入し保護者が学校へ提出し、提出を受けた学校は、特別支援教育コーディネーターを中心に福祉事業所と連携を開始し、継続するよう協力します。

今後、学校と放課後等デイサービスなどの福祉サービス事業所との相互理解の促進や、保護者を含めた情報共有が一層求められています。

今後の方針

学校は、保護者に連携シートの活用を促すとともに、提出を受けた後、該当事業所に連絡を取り、連携を図り、学校における支援に役立てます。また、知り得た個人情報を適切に管理します。

学校と事業所とがお互いにそれぞれの場での子どもの様子を確認するなどし、子どもと保護者の課題や願いを共有し、また、三者(保護者・学校・福祉事業所)面談や支援者会議を開催するなどし相互理解と連携を推進します。



(2) 関係機関との連携

現状と課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障がいや特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数は増加し、そのニーズは更に多様化し、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の連携が求められています。

一人一人の子どもと保護者の多様なニーズに応え、就学前から社会参加までライフステージに応じた一貫した支援の実施に向けて、関係機関の更なる連携のもと、切れ目ない支援体制の構築が必要です。

今後の方針

今後も関係機関との情報共有を進め、一貫した支援体制の構築に向けて連携促進に取り組めます。

就学支援や教育支援に関する相談や資料提供、情報交換等について充実を図るため、関係機関による定期的な連絡調整会議の実施を検討します。

また、将来を見通しライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりに向けて、各機関や専門家が集まり特別支援教育を多方面から検討する場を立ち上げ、特別支援教育の一層の充実・発展に取り組めます。

3 共生社会の実現に向けた理解促進

(1) 学校における理解啓発の取り組み

現状と課題

各学校では、自分と他人の人権を尊重し多様性を認め合うため、全ての教育活動を通して人権教育と障がい者理解教育に取り組んでおり、総合的な学習の時間では多くの学校で「障がい者理解」をテーマにした学習を実施しています。

また、交流及び共同学習を通じて、全校集会や学年集会、特別活動などにおいて障がい者理解教育に取り組んでいます。

共生社会の実現に向けて、子どもの頃から人権や障がいについての正しい知識を学び、共感的な人権感覚を育てていくことが重要です。

今後の方針

障がいのある子どもとない子どもが共に学び合い、相互に理解を深め、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合い、すべての多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現に向けて、今後も各学校において、人権教育と障がい者理解教育への取り組みを進めます。

また、学校運営協議会において、特別支援教育の取り組みについての説明や特別支援学級の見学などを通じて、地域の理解と協力を得ながら障がい者理解教育を進めるよう取り組みます。

(2) 保護者、地域、市民への理解促進

現状と課題

新潟市では特別支援教育への理解啓発について、リーフレットの配布やホームページによる情報発信などに取り組んできました。

また、令和4年度には「子どもたち一人一人が自分らしく学び地域の一員として活躍できる特別支援教育の充実」をテーマにした特別支援教育フォーラムを開催し、子どもたちの未来に向けた連携の在り方について、医療、福祉等の専門家や保護者がそれぞれの視点で意見交換を行いました。

障がいのある子どもたちが、地域の中で自立し社会参加するためには、障がいの特性や特別支援教育の重要性などについて、保護者や地域、市民への一層の理解促進が重要です。

今後の方針

今後も特別支援教育フォーラムを開催し、特別支援教育の意義や役割等について多面的な視点で議論を行い、理解を深めていきます。

また、保護者会やPTA活動、就学説明会などで、特別支援教育に関わる講演や講話等を計画的に行い保護者への理解促進に取り組むとともに、ホームページ等を積極的に活用し市民や関係機関等へ情報を分かりやすく提供するなどし、特別支援教育への理解の浸透につなげます。

(3) 居住地校交流

現状と課題

特別支援学校の児童生徒が、居住地を学区とする学校と連携や交流を図る「居住地校交流」は、交流及び共同学習に位置付けられています。

特別支援学校、小・中学校の学習指導要領には、「障がいの有無にかかわらず交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」と記されています。

居住地校交流は、障がいへの理解を深める機会であり、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場です。

学校行事や特別活動、学習等を共にする直接的な交流と、オンラインや手紙、作品の交換など行う間接的な交流があり、特別支援学校の児童生徒と保護者の希望により実施していますが、準備や打ち合わせ時間の確保、安全面への配慮、活動内容の充実が課題となっています。

今後の方針

今後も市立特別支援学校において、「居住地校交流資料集」を作成・配布し、学校だより等でその様子を知らせるなどして居住地校交流を推進していきます。

特別支援学校と小・中学校のお互いの教職員が連携を図りながら、一人一人の児童生徒や学校の実態に応じて交流の内容や方法を検討し、一時的な交流に終わることのないよう、計画的、継続的な実施に取り組みます。

また、小・中学校においては、居住地校交流の意義や進め方について理解し取り組みが進むよう周知を図ります。

【用語解説】

あ	ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。情報の伝達や情報処理に関する技術を総称的に表す語。
い	医療的ケア	痰の吸引や鼻、胃ろうなどから管を通して栄養剤を注入する経管栄養などの医療的介助行為のこと。学校においては配置、派遣された看護師が医師の指示に基づき医療的ケアを実施している。
い	インクルーシブ教育システム	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされる仕組み。 文部科学省は、本システムにおいて、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。そのために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと、と述べている。
が	学校運営協議会	保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組み。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ。
き	基礎的環境整備	「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のこと。インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害のある子どもだけではなく、多くの子どもにとっても有益なもの。
き	教育課程	学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等について、学校教育の目的や目標を達成するために、教育内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
き	共生社会	誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

き	居住地校交流	特別支援学校に在籍する児童生徒が、その居住地の小中学校の児童生徒と学習活動等を通して交流を行うこと。
こ	校内支援体制	学校教育において、特別な教育的ニーズがある児童生徒に、全職員の共通理解のもと、協力して学校全体で支援するシステム。
こ	合理的配慮	学校教育においては、障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。そのニーズに応じて個別に必要とされるものであり、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
こ	交流及び共同学習	障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互の触れ合いを通じて、互いの経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性の育成につなげ(交流)、個々の実態に応じた教科等のねらいの達成を目指すもの(共同学習)。
こ	個別の教育支援計画	教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人の実態を正確に把握し、福祉・医療・労働等の関係機関の連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について作成した計画。
こ	個別の指導計画	幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、教育課程や学校における指導計画、指導目標、指導内容・方法等をより具体的に盛り込んだ計画。
し	就学支援委員会	市立小中学校の在籍児童生徒及び就学児童生徒のうち、障がいを有する者の就学先について審議し、専門家から意見を聴取する会議。教育委員会が諮問する。委員は教育、福祉、医療等の専門家で構成されている。
じ	自立活動	特別支援学校や特別支援学級の指導で、障がいによる学習や生活の困難を改善・克服するために必要な知識・技能・態度・習慣を養う指導領域のこと。

つ	通級指導教室	通常の学級で学習する軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいに基づく様々な課題や困難を克服するため、月1回から週数回程度の個別指導等を行う場のこと。
と	特別支援学級	小中学校に設置されている障がいのある児童生徒を対象にした少人数の学級。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障がいによる学習や生活の困難さを改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を、児童生徒のニーズに応じて行うもの。
と	特別支援学校	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいのある人、肢体不自由、病弱及び身体虚弱である人に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。 新潟市立特別支援学校は、知的障がいのある小学部、中学部の児童生徒が対象であり、東特別支援学校(東区)と西特別支援学校(西蒲区)の2校。
と	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校がその専門性や施設設備を生かして、小中学校等の要請により、障がいのある子どもや担当教員等に対して必要な助言、援助を行ったり、地域の実態や家庭等の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする機能。
と	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うもの。
と	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員で、各校園長が指名し、校務分掌に位置付けた者。主な役割として、 ①校内の関係者や関係機関との連絡調整②保護者に対する相談窓口③担任への支援④巡回相談や専門家チームとの連携⑤校内委員会での推進役を担う

ほ	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児が、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の便宜を供与すること。
---	------------	--

編集・発行

新潟市教育委員会 特別支援教育課

新潟市中央区古町通7番町1010番地 ふるまち庁舎4階

TEL:025-226-3267